

【オーストラリア】国際租税条約法の改正

専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

* スイスとの租税条約の改訂に伴い、オーストラリアが締結する租税に関する国際条約等を国内で実施するための法律を改正した。

1 国際租税条約法

オーストラリアは、2013年7月30日にスイスとの間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための条約」(the Convention between Australia and the Swiss Confederation for the Avoidance of Double Taxation with respect to Taxes on Income)を締結した。そして、これを国内で実施するため、「1953年国際租税条約法」(International Tax Agreements Act 1953)を改正する法律(International Tax Agreements Amendment Act 2014)が2014年9月4日に成立し、同24日に裁可された。これを受けて、同年10月14日に前述のスイスとの間の条約が発効した。

1953年国際租税条約法は、オーストラリアが他国との間で締結する租税条約を国内で実施するために、それぞれの効力関係や他の税法等との関係を規律する法律であり、条約等の締結や改訂があるたびに改正される。租税条約は、国連やOECDが提供するモデル条約があり、時代の状況に応じて改訂されるので、それに準拠する個々の租税条約も時宜に応じて改正される。今回の条約も、1980年に締結した同旨の協定の改訂である。

2 オーストラリアの租税条約体系

多くの国は、2国間の租税条約の締結を推進している。目的は、複数の国で活動をする人や企業の所得税等の二重課税を回避し、脱税を防止することによって、財、サービス、資本、技術、人の国際的な移動、交流を円滑に発展させることである。租税条約は、各締約国の税務当局間の情報交換の仕組みに関する取決めを伴うが、国によっては情報交換協定のみを持つ場合もある。オーストラリアは、これまで44の国・地域と2国間租税条約を締結し、37の国・地域と情報交換協定を締結している。また、現在59か国・地域が加入する「租税に関する相互行政支援に関する条約」(Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters)にも2012年12月に加入した(スイスは署名済み・未発効)。この条約は、締約国の税務当局の間で、情報交換、租税徴収共助、書類送達共助を行うもので、租税回避、汚職、マネー・ロンダリングに対する有力な対抗策としてG20首脳会合などがあるごとに推進が謳われている。

3 改正の概要

2国間の租税条約は、条約の対象となる人や企業とその所得等の範囲を定め、その

人や企業の活動が両国で行われる場合の課税基準を定め（居住地課税と源泉地課税の競合の場合など）、税務当局間の情報交換を約すことなど、技術的な性格を有するもので、今回の条約の改訂も、多くは一般的な租税条約の現在水準に合致させる技術的なものである。主たる内容は、①租税条約の濫用（第3国の企業等が2国間租税条約上の特典を享受する目的でそのいずれかの国に子会社を設立してその居住者になること）に関するルールの導入、②恒久的施設（一定期間存続して事業を行う施設）の定義の明確化（例えば建設プロジェクトの一部に外国の企業が加わっている場合などはその企業は源泉地課税の対象ではなくなることがある）、③配当・利子・ロイヤルティに対する源泉徴収税率の引下げなどである。もともと、実質的に最も重要なのは、④租税回避を防止するための納税者情報の交換をこれまでよりも広く可能にすることであるとされている。租税回避に対しては、現在もOECDを中心として「税源浸食と利益移動に対する行動計画」の策定が検討されるなど世界的な動きがあるが、今回の条約自体はこの動き以前のものである。

4 議会における議論

野党労働党もこの法案に賛成した。そもそも条約に署名したのは前労働党政権であり、オーストラリアは、租税条約ネットワークの発展と国際的な課税秩序の確立に中核的役割を果たしているというのが、与野党共通の自己評価である。

しかし、労働党は、多国籍企業が国際間の利益移動と移転価格で租税を回避し、国内の公正な税負担を免れており、保守連立政権はこれに対し無策であると批判した。条約ではなく国内企業税制を批判したのである。第1に税収面から、保守連立政権は労働党政権時代の利益移動対策に比べて10億豪ドル（約990億円）を逸失する一方で（国際的業務を行う86社を調査した税務当局が、利益移動による10億豪ドルを超える歳入ロスを指摘していることも紹介している）、年金をカットし、医療や教育支出もカットしようとしていることを批判し、第2に税構造の面から、グローバル化により企業にとって租税を最小化する機会が増え、全体として税制の整合性が損なわれ、結果として国内投資の機会を奪っていると主張した。第3に所得分配の面から、1980年から2010年の30年間の全般的成長により、下位90%の人々の実質所得が34%伸びたが、上位1%は178%伸びたという数字を紹介し、社会に格差が拡大し「より少数のために働いている」状態であると主張し、さらに、第4に国際的な視野から、企業の移転価格等により最も被害を被るのは最貧国であり、世界的な不公平の拡大に手を貸し国際社会の不安定を招きかねないと主張した。

参考文献（インターネット情報は2014年12月11日現在である。）

- ・オーストラリア議会サイト掲載の法案情報 <http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5306>